

11月は

うつのみやDV根絶強化月間 


児童虐待防止推進月間 

無くそう暴力 増やそう笑顔



近年、全国的に、虐待により小さな子どもが命を落とす痛ましい事件が後を絶ちません。そのような事件でたびたび指摘されているのがDVとの関連です。11月はDV根絶・児童虐待防止の強化月間です。

この機会に、私たちができることを考えてみませんか。

 配偶者暴力相談支援センター ☎(635)7751

子ども家庭支援室 ☎(632)2390

既婚女性の7人に1人が
繰り返しDVを受けている

DVとは、ドメスティックバイオレンス Domestic Violence の略で、配偶者や恋人などから振られる暴力のこと。殴る・蹴るなどの「身体的暴行」の他、大声で怒鳴るなどの「心理的攻撃」、生活費を渡さないなどの「経済的圧迫」、避妊に協力しないなどの「性的強要」があります。

平成30年3月に内閣府が公表した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約3人に1人が、男性の約5人に1人が、配偶者などからDVを受けたことがあると分かりました(左のグラフ参照)。また、女性の約7人に1人が繰り返し暴力を受けた経験があるという深刻な結果が出ています。

DV被害者に与える影響

身体的な暴力によるけがも問題ですが、心を与える影響は深刻で、うつ病や心的外傷後ストレス障害(PTSD)など、精神的な影響が長く続きます。

DVと児童虐待は関連している

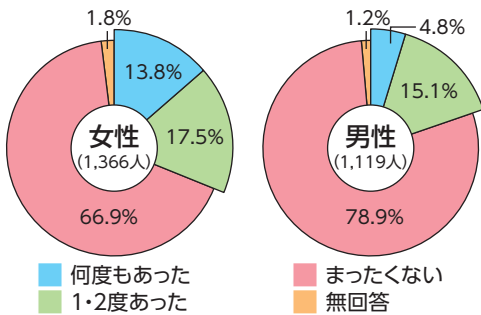
DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。また、子どもが見ている前で、夫婦間で暴力を振るうこと(面前DV)は、子どもへの心理的虐待に当たります。

子どもがDVを目撃していない場合でも、家庭内の緊張感や親が感じている恐怖・不安は子どもに伝わります。それにより、トラウマの症状や脳への影響が出ることもあります。さらに、DV被害を受けている人は加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができず、重篤な虐待被害につながる場合があります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れた家庭には、地域や行政機関など周囲の支援が必要です。

まずはご自身でチェックし、必要に応じて支援を考えてみませんか。

配偶者からの暴力の被害経験

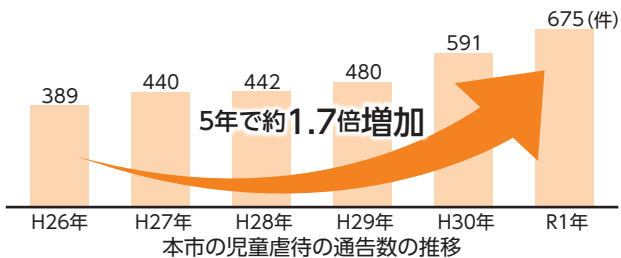


▲出典 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」平成30年3月公表

数字で見る DV・児童虐待

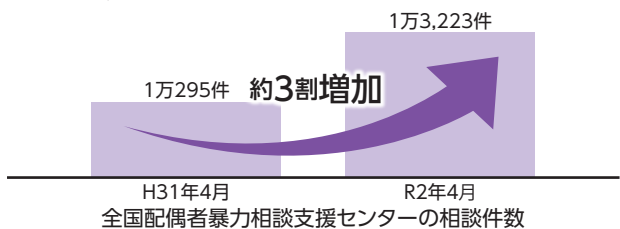
児童虐待の通告数は年々増加

本市の児童虐待の通告数は年々増加し、昨年度は700件近くの通告があり、5年間で約1.7倍増加しています。



コロナ禍において全国でDV相談が増加

新型コロナウイルス感染症に伴って行動に制限がかかる中、昨年の同時期と比べてDV相談件数が約3割増加しています。



その「しつけ」と思っている言動「虐待」かもしれません

虐待をしている保護者の中には、「しつけのため」と言って虐待を正当化することがあります。

「しつけ」の目的は社会のルールや生活習慣など、子どもたちが自立して生きていくために必要なことを大人が教えることです。「子どものために」と思っている、必要以上に強く厳しい言葉掛けをしまったり、暴力を振るってしまったりするのであれば、それは「しつけ」と言えません。

苦痛を与える行為は子どもの健やかな成長を妨げてしまい、このような行為が日常的に行われていると「虐待」になってしまいます。

「虐待」かどうかは、自分が子どもの立場に立って判断することが大切です。どんな理由があっても、子どもたちへの心や体への暴力(体罰)は絶対に許されることはありません。

※令和元年の児童福祉法などの改正で体罰の禁止が明文化されました。

しつけ

- ▼子ども自身が感情や行動をコントロールできるように落ち着いて教える。
- ▼子どもの感情をくみ取る。
- ▼子どもの思いを優先する。

児童虐待

- ▼保護者が感情に任せて子どもをコントロールする。
- ▼心や身体を傷つける。
- ▼親の立場を優先する。



しつけやお子さんとの関わり方に悩んだ時には、相談窓口(下の表参照)へご相談ください。

! DVチェックリスト

あなたは、配偶者や恋人から次のようなことをされていませんか。心当たりがある場合は、1人で悩まず、すぐに相談窓口(下の表参照)へご相談ください。

- あなたが外出したり帰宅が遅くなったりすると怒る
- 相手は、かんしゃくを起こすと壁を殴ったり、物に八つ当たりしたり、大声で怒鳴ったりする
- あなたを平手で打ったり、蹴ったり、あざを作らせたりすることがある
- 相手は、生活費を入れない
- 相手は、あなたに性行為を強要する



子育て・児童虐待の相談窓口

相談窓口	相談日時
子ども家庭支援室 ☎(632)2390 県中央児童相談所 ☎(665)7830	平日、午前8時30分～午後5時15分
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189	夜間・休日を含めた常時 ※命に関わるなど、緊急性の高い場合は最寄りの警察署へ

DVの相談窓口 1009475

相談窓口	相談日時
市配偶者暴力相談支援センター ☎(635)7751	▼電話、面接(面接は要予約) 火～土曜日、午前9時～午後5時 第4土曜日は正午まで
とちぎ男女共同参画センター相談ルーム (配偶者暴力相談支援センター) ☎(665)8720	▼電話 月～金曜日、午前9時～午後8時 土・日曜日、午前9時～午後4時 ▼面接(要予約) 火～日曜日、午前9時～午後4時

＼コロナ禍だからこそ／ みんなでできる地域づくり

子どもたちを取り巻く環境において、さまざまな危険から子どもを守るためにも、地域の力が必要です。

地域の皆さん全員が「子育て応援団」です。
左の3つのステップで子育て家族を見守り、寄り添い、必要な時に専門機関につなぐことで、地域みんなの大きな愛をもって子どもたちを育てていきましょう。



SOS

児童虐待チェックリスト 気付いてくださいSOSのサイン

皆さんの周りに次のような「サイン」を出している子どもや保護者はいませんか。
もし、気付いた時は、上の3つのステップで見守り、心配な時は相談窓口（7ページ参照）へご連絡ください。

子どものサイン☑

- 「家に帰りたくない」などの訴えがある
- 不自然な傷やあざがある
- いつも体や服装が不潔
- 夜間などに、子どもだけで外にいる
- いつも親の顔色をうかがっている



保護者のサイン☑

- 「死にたい」「殺したい」などと言っている
- 子どものけがに対して説明が不自然
- 家がとても不衛生である
- 子どもを家に置いたまま出掛けてしまう
- 子どもに関して、拒否的・無関心



「虐待かな？」「DVかも」と思う人がいたら

DVや児童虐待は、自分たちだけで解決するのはとても難しい問題です。被害に遭っている人は相談をためらっているかもしれません。周りの人から相談されたり、気付いたりした時には、決して、被害を受けている人を責めたり、話を否定したりすることはしないでください。

相談された際は、被害を受けている人が専門機関に相談できるよう、その人を支えてください。また、被害に気付いた際や、7・8ページのチェックリストに当てはまる人が周りにいた際は速やかに相談窓口（7ページ参照）へ連絡してください。



子ども家庭支援室
主任保育士
三好 雅也

子ども家庭支援室では、保健師や保育士など幅広い職種の職員が子育てのさまざまな相談をお受けしています。
1人で悩まずに、お気軽にご相談ください。

無くそう暴力

増やそう笑顔

＼コロナ禍でも手厚くママを守る!／

産後うつを早期発見!

☎子ども家庭課 ☎(632) 2388

■誰もが産後うつになる可能性があります

産後のお母さんは、ホルモンバランスの変化により、出産後1～2週から数カ月以内は精神的に不安定になりやすく、誰もが産後うつになる可能性があります。

気分が沈み、日常生活での興味や喜びがなくなる他、食欲の低下や、不眠、疲れやすい、気力・思考力の低下などが見られます。

■産婦健康診査を受けましょう ☎1014836

本市では、14回分の妊婦健康診査と産婦健康診査の受診費用の一部を助成しています。

▼内容 エジンバラ産後うつ病質問票(助産師や保健師が母親と面接し、産後の気分に関する10項目に回答してもらい、産後うつのスクリーニングをするもの)、問診、診察・体重・血圧測定、尿検査。

▼対象 産後2週間および1カ月の産婦。

▼助成額 1回最大5,000円(2回まで)。

産後うつの疑いがあったら

☎1021417

■産後ケア事業

産婦健康診査などで産後うつの疑いがある人を対象に、母体ケアを含む授乳指導・育児の実技指導や心理的ケアなどを行います。

▼宿泊型(1泊2日) 赤ちゃんと宿泊をしながらの指導・ケア。睡眠などの休息が得られます。

▼通所型 日中、赤ちゃんと施設に在りながらの指導・ケア。

▼訪問型 自宅に居ながら、普段の育児環境の下での指導・ケア。

▼利用できる日数 産後4カ月までの間、組み合わせ最大7日(または7回)の範囲内。

▼その他 実施機関・利用料金など、詳しくは子ども家庭課へお問い合わせください。

■産後サポート事業

産後ケア事業と組み合わせてきめ細やかな支援を行います。助産師・保健師・看護師、心理相談員の産後サポート員が自宅に訪問し、お話を伺い、寄り添う相談支援を行います。

▼利用できる回数 月1回程度4回まで。

11月はうつのみやDV根絶強化月間 児童虐待防止推進月間

パープルリボンやオレンジリボンを身に付けて、「児童虐待防止」や「DV根絶」の意思を示して、さらに多くの人々の関心と賛同を広げていきましょう。

パープルリボン運動とは?

「女性へのDVをはじめとする暴力や虐待への関心を促し、暴力根絶」を訴える運動です。

パープルリボンには、女性に対するあらゆる暴力を無くしていこうというメッセージが込められています。



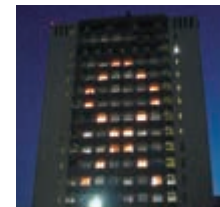
オレンジリボン運動とは?

「児童虐待のない社会の実現」を目指す運動です。

オレンジリボンはそのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

■市役所庁舎の北側の窓に、オレンジリボンマークを掲出

▼日時 11月2～20日、午後5時～7時。



時間を延長して相談に応じます

全国一斉 女性の人権ホットライン強化週間

11月18～24日の強化週間中は、女性の人権問題に詳しい人権擁護委員が、女性に対する配偶者・パートナーなどからの暴力や職場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな相談について、時間を延長して電話で応じます。

▼日時 11月18～24日。月～金曜日=午前8時30分～午後7時、土・日曜日=午前10時～午後5時。

▼実施機関 宇都宮地方法務局 県人権擁護委員連合会 ☎0570(070)810。

暴力のない社会を目指して



うつのみやDV根絶強化月間・
児童虐待防止推進月間啓発パネル展



▼期日 11月2～13日。

▼場所 市役所1階市民ホール。

▼内容 DV防止や児童虐待防止の啓発やパープルリボン・オレンジリボンの配布など。

☎市配偶者暴力相談支援センター☎(635)7751、女性相談所☎(636)5731、子ども家庭支援室☎(632)2390